

大和市告示第56号

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱（平成21年大和市告示第214号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、」を削り、「設置された私立幼稚園」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第1号に規定する私立の幼稚園をいう。以下同じ。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。））」を加え、「教員」を「職員」に、「教員等」を「職員等」に改める。

第3条中「私立幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。